

国際法における
ホルムズ海峡の地位

米国とその同盟国による
イランへの武力侵略を踏まえて

国際法におけるホルムズ海峡の地位

米国とその同盟国によるイランへの武力侵略を踏まえて

著：マフディー・ナザリー（国際法博士、テヘランの大学講師）

2026年9月

要旨

2026年2月28日、米国とシオニスト政権は、イランに対して違法な軍事攻撃と武力侵略を行った。この攻撃により、イランの最高指導者、大アーヤトッラー・セイエド・アリー・ハーメネイー師（神の慈悲がありますように）をはじめ、ミーナーブの児童・生徒、軍および国家の要人、その他の民間人が殉教した。イラン・イスラム共和国は、イラン国民を防衛するため、この犯罪的な侵略に対抗し、ペルシャ湾地域、ホルムズ海峡、オマーン湾に所在する敵の軍事基地と軍事・経済インフラに対し、戦術的・戦略的な武力作戦を開始した。

ペルシャ湾岸諸国はすべて、米国によるイランへの武力侵略に全面的かつ実際的に協力した。自国の陸地、領空、水域を米国に提供し、戦略的な軍事基地の設置を認めたのである。米国は、まさにこれら湾岸諸国に置かれた基地からイランへの攻撃を開始したが、各国は、そのための自国領域の使用を阻止しなかった。このように、ペルシャ湾岸のアラブ諸国は米国に全面的に協力し、イランへの攻撃に加担した。

国家に対する侵略の定義

1974年12月14日に国連総会で採択された決議3314の第3条（f）には、次のように定められている。

「他国の使用に供した自国の領域が、その国による第三国に対する侵略行為の実行に利用されることを許す国家の行為。」

この規定と実際に行われた行為に照らせば、ペルシャ湾岸諸国はイランに対する侵略の罪を犯し、米国によるイランへの攻撃に協力したことになる。

その結果、ペルシャ湾周辺は全面戦争と武力紛争に巻き込まれ、ホルムズ海峡は、米国および対イラン戦争に参加する湾岸諸国という敵対勢力への、戦略的な武器・兵站補給路として使われた。そこでイラン・イスラム共和国は、国際法および国連憲章第51条に従い、侵略国に対する自衛権を確保するため、海峡を経由するイランへの直接・間接の武力攻撃を断つべく、侵略国にとってホルムズ海峡を安全でない状態にした。

海洋法は国際公法の一分野である。過去半世紀には、1958年の「領海及び接続水域に関する条約」や1982年の「海洋法に関する国際連合条約」など、海洋に関する複数の国際条約が一部の国々によって採択された。しかし、イランはいずれも批准していない。イランは慣習国際法に基づいて海上航行を行い、領海、接続水域、排他的経済水域の境界を管理・統制している。また、1982年と1993年に発した宣言などを通じ、海洋問題に関する自国の法的立場と考慮事項を国連に伝えてきた。

慣習国際海洋法ならびに1958年と1982年の海洋法関係条約は、領海における船舶の無害通航を認めている。イランも宣言の中で、自国領海とホルムズ海峡における通航が無害でなければならないと強調してきた。

1982年条約第19条は、無害通航を次のように定義する。

1　通航は、沿岸国の平和、秩序または安全を害しない限り、無害とされる。この通航は、条約および国際法の他の規則に従って行われなければならない。

2　外国船舶の通航は、その船舶が領海において次に掲げる活動のいずれかを行う場合、沿岸国の平和、秩序または安全を害するものとされる。

(a) 沿岸国の主権、領土保全もしくは政治的独立に対する武力による威嚇・武力の行使、または国連憲章に規定された国際法の諸原則に反する、その他の方法による武力による威嚇・武力の行使。
(b) あらゆる種類の兵器を用いた訓練または演習。
(c) 沿岸国の防衛または安全を害する情報の収集を目的とする行為。
(d) 沿岸国の防衛または安全に影響を与えることを目的とする宣伝行為。
(e) 航空機の発着または積込み。
(f) 軍事機器の発着または積込み。
(g) 沿岸国の通関、財政、出入国管理または衛生に関する法令に反する、物品・通貨・人の積込みまたは積卸し。
(h) 条約に反する、故意かつ重大な汚染行為。
(i) あらゆる漁獲活動。
(j) 調査または測量活動の実施。
(k) 沿岸国の通信系統、その他の施設もしくは設備の妨害を目的とする行為。
(l) 通航に直接関係のないその他の活動。

1982年条約第25条第3項は、次のように規定する。

「沿岸国は、自国の安全の保護に不可欠である場合、自国領海の特定の水域で、外国船舶を法律上も事実上も差別することなく、その無害通航を一時的に停止することができる。」ただし、国際海峡における通航の停止は認められない。

前述のとおり、領海において、沿岸国の平和、秩序もしくは安全を害する行為や通航がある場合、または沿岸国の主権、領土保全もしくは政治的独立に対する武力による演習・威嚇、軍事活動、情報活動が行われる場合、沿岸国は当該外国船舶の通航を一時的に停止できる。1982年条約第25条は国際海峡の通航停止を認めていないが、イランは同条約を批准していない。さらに、ホルムズ海峡における「無害通航」の必要性を宣言し、「無害でない通航（有害な通航）」を禁止するという法的意思を表明している。このため、敵対国がイランに対して戦争または武力紛争を仕掛けた場合、イランは通航の禁止を宣言できる。

ペルシャ湾岸のアラブ諸国の多くは、米国と積極的に協力し、イランへの武力攻撃と侵略に加担している。これらの国々はホルムズ海峡とペルシャ湾の内側に位置し、その海峡通航はいずれもイランに害を及ぼすものと認識・評価される。したがって、軍事上・安全保障上の必要性と、適用される国際法および海洋法の原則に基づき、イランは自国の安全を確保し、自衛権を行使するために必要な措置をとる権利を有する。そのため、海峡の内側の国、すなわちイランへの侵略の出撃地となったアラブ湾岸諸国であれ、海峡の外側の国、すなわち米国とシオニスト政権であれ、敵対国の海上交通を、安全と恒久的な平和が確立されるまで停止し、または自国の管理下に置くことができる。

米国がペルシャ湾岸のアラブ諸国と連携して行った対イラン侵略は、軍事的な武力紛争にとどまらず、経済戦争や、イランの経済インフラおよび商船への武力攻撃にも及んでいる。このためイラン・イスラム共和国は、ペルシャ湾、ホルムズ海峡、オマーン湾における敵対当事国の経済・商業活動を、いずれも正当な標的とみなしている。また、イランに敵対する国々のホルムズ海峡を経由する商業上の通航も、「有害な通航」とされる。

ホルムズ海峡

ホルムズ海峡はペルシャ湾をオマーン湾およびインド洋と結び、商船と海軍艦艇による国際航行に常時利用されている。最も狭い地点の幅は約21海里（39キロメートル）で、入航・出航用の航路はそれぞれ幅約2海里にすぎず、分離帯によって隔てられている。

海峡の北側にはイラン、南側にはオマーンが位置し、両国とも12海里の領海を主張している。イランの1993年海域法は、ホルムズ海峡内の自国領海に主権が及ぶことと、領海幅を12海里とすることを明記する。また、領海が重なる場合には、別段の合意がない限り、境界線を中間線とする。両国の領海における中間線、すなわち等距離線までの最短距離は10.5海里となる。

条約、宣言および法源

イランは1982年12月10日に国連海洋法条約に署名したが、イラン・イスラム議会はこれを批准していない（国際連合、2026年）。この点は重要である。条約の条文だけでは、イランが条約上の義務に違反したと認定することはできないためである。

条約法と慣習国際法は、同一の義務の法源ではなく、相互に置き換えられるものとして扱うべきではない。ある条約が広く受け入れられ、頻繁に援用されているというだけで、その非締約国が条約に拘束されるわけではない。

イランの1982年宣言と一括合意の論理

イランが条約署名後に発した声明には、その最も有力な法的主張が示されている。イランは、条約の一部の規定は交渉上の相互譲歩の産物であり、必ずしも既存の慣習法を反映していないと述べた。また、国際航行に使用される海峡の通過通航に特に言及し、条約が定める「条約上の権利」の利益を享受できるのは、条約の締約国だけであると主張した（イラン、1982年）。

この主張が重要なのは、法規則の法源そのものを問い直している点にある。イランは通航制限の違法性を否定するだけでなく、通過通航に関する特定の規則を、条約上の完全な形のまま、条約を一度も受け入れていない国に自動的に適用することはできないと主張する。これは単に主権を訴えるよりも強い論拠である。通過通航規則を援用する法的根拠を直接争っているからである。

イランの宣言は、その法的立場のより深い構造も示す。イランは通航の問題を沿岸国の安全保障上の権利と結び付け、自国の法解釈によれば、領海で無害通航権を行使する軍艦にも事前許可を求めることができるとした（イラン、1982年）。無制限の通過通航制度に対するイランの反対は、最近始まったものではない。何十年にもわたり、法源、相互主義、沿岸国の安全という観点から示されてきたのである。

1993年イラン海域法

1993年イラン海域法も、この解釈を裏付ける。同法はペルシャ湾、ホルムズ海峡、オマーン湾の海域を規律し、より広い概念である「通過通航」ではなく「無害通航」という用語を用いる（イラン、1993年）。この立法上の選択は重要である。イランに隣接する水域での外国船舶の航行について、より制限的で、安全保障を重視した考え方を反映しているためである。

同法は、イラン当局に相当程度の管理権限も与えている。国家の安全および至高の利益に関わる理由から、領海の一部で通航を停止することを認める。さらに、軍艦、潜水艦、核燃料を運ぶ船舶、危険物を輸送する船舶、外国漁船など、特定の種類の船舶には事前許可を求める（イラン、1993年）。これらは、沿岸国による実質的な監督を受けずに自動的に通航できるという考え方に抵抗する、法的姿勢と一致する。

国内法が国際法の内容を必ず決定するわけではない。しかし、1993年法は、イランの立場の継続性を示すという点で、国際法上も関連性を持つ。現在の立場は、その場しのぎでも便宜的でもない。ホルムズ海峡とその周辺の通航を、無害通航、事前許可、国家安全保障の枠組みで捉える、長年の法的立場に根差しているのである。

一貫した反対国の法理とその要件

慣習国際法が問題になる場合、イランは「一貫した反対国」の法理を援用し得る。この法理によれば、新たな慣習国際法の規則が形成される過程で、その規則に明確かつ継続的に反対してきた国は、当該規則による拘束を免れることができる。反対は公に表明され、十分に明確で、時間を通じて維持されていなければならない。遅すぎる反対や曖昧な反対では足りず、要件を満たすことの立証責任は、この法理を援用する国が負う（国際法委員会、2016年）。

イランには、この主張を裏付ける一定の証拠がある。1982年宣言は、通過通航の非締約国への自動的な拡張を明示的に拒否し、1993年法も、より限定的で制約の強い「無害通航」の枠組みで通航を規律し続けている。これらの法的文書は、海峡に関する現代の法が発展する間、イランが沈黙していなかったことを示す。むしろ、法的な枠組みの中で反対を表明し、国内立法を通じてその立場を維持したのである（イラン、1982年、1993年）。

結論

以上のとおり、領海において沿岸国の平和、秩序または安全を害する行為や通航は、「無害でない通航（有害な通航）」に当たる。沿岸国の主権、領土保全または政治的独立に向けられた、武力を伴う演習・威嚇、軍事活動、情報活動もこれに含まれる。その場合、沿岸国は外国船舶の通航を一時的に停止できる。1982年条約第25条は国際海峡での停止を認めていないが、イランは同条約を批准せず、ホルムズ海峡での「無害通航」の必要性を宣言し、無害でない通航を禁止する法的立場を確立している。したがって、敵対国との戦争や武力紛争の際には、海峡の通航を禁止する権限を維持している。

ペルシャ湾岸のアラブ諸国の多くは、米国と積極的に協力してイランへの武力攻撃と侵略に加担し、ホルムズ海峡およびペルシャ湾の内側に位置する。これらの国の海峡通航はいずれもイランに害を及ぼすものと評価されるため、イランは、軍事上・安全保障上の必要性ならびに適用される国際法と海洋法の原則に基づき、自国の安全を確保する措置をとる権利を有する。国連憲章第51条に基づく自衛権の行使として、敵対国の海上航行を、恒久的な平和と安全が確立するまで停止し、または自国の管理下に置くこともできる。これは、海峡の内側に位置し、イランへの侵略の出撃地となったアラブ湾岸諸国にも、外側から来る米国とシオニスト政権にも当てはまる。

法的な観点から、オマーンは、イランに対する侵略を行う勢力に自国領海の使用を認めることはできない。そのような事態が生じた場合、イランは必要かつ正当な防衛上の軍事作戦を実施する。

また、トルコのボスポラス海峡とダーダネルス海峡、スウェーデンの海峡、デンマークの大ベルト海峡と小ベルト海峡、チリとアルゼンチンの間のマゼラン海峡など、複数の国際海峡には、それぞれ固有の法制度が適用されている。こうした先例に従い、イランとオマーンもホルムズ海峡について、独自の法制度を設けることができる。

参考文献

1　国際連合憲章

2　1982年の海洋法に関する国際連合条約

3　ズィヤーイー・ビグデリー（Ziaei Bigdeli）『国際公法』

4　Edmarverson A. Santos, Iran's Strait of Hormuz Closure Under International Law（国際法におけるイランによるホルムズ海峡の閉鎖）

5　https://www.diplomacyandlaw.com/post/iran-s-strait-of-hormuz-closure-under-international-law

原著発行：アルホダー国際文化・芸術・出版機構

日本語版：駐日イラン・イスラム共和国大使館文化部